



政府統計

# 令和7年国勢調査 速報



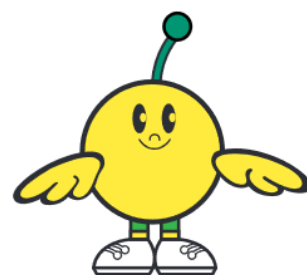
政府統計

## — 福島県の人口・世帯数 —

令和7年10月1日現在



セブリスん



キビタン©福島県

令和8年5月29日

福島県企画調整部統計課

## 調査の概要

### 1 調査の目的

国勢調査は、我が国の人口・世帯の状況を明らかにするため、統計法第5条第2項に基づき行われる、住んでいる全ての人と世帯を対象とする国の最も重要な統計調査であり、大正9年以来ほぼ5年ごとに行われ、令和7年国勢調査はその22回目に当たる。

### 2 調査の時期

令和7年10月1日午前零時（以下「調査時」という。）現在

### 3 調査の対象

調査時において、住民登録に関係なく常住している者について行った。

### 4 結果の公表

調査の結果は、総務省において「人口速報集計」を令和8年5月、その後、年齢別人口、世帯の状況などの詳しい調査結果を、令和8年9月末までに公表する予定。

## 利用上の注意

- 1 この速報は、福島県が、国勢調査の関係書類（要計表）を元に人口及び世帯数を速報値として集計したものであり、総務省統計局及び市町村が公表する人口速報結果とは異なる場合がある。

また、統計局が9月に公表予定の人口及び世帯数の確定値は、調査票の記入内容に基づいた審査・集計を経て公表されるため、本速報値とは必ずしも一致しない。

- 2 本文及び図表中の数値は、表章単位未満で四捨五入している。
- 3 増減数・増減率は、各々前回調査結果に対しての増減数・増減率を示している。
- 4 本文及び図表中に示している記号の意味は次のとおり。  
「△」 マイナスの数、「—」 該当数値のないもの
- 5 この速報から抜粋、又は新たに資料を作成して利用する場合は「令和7年国勢調査速報(福島県の人口・世帯数)」から抜粋(又は作成)したことを明記すること。
- 6 平成23年3月11日に発生した東日本大震災及び原子力災害により避難している方は、令和7年10月1日現在お住まいの市町村で調査を実施している。

(参考：令和7年10月1日現在、避難指示が解除されていない地域を含む市町村

南相馬市、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村 ※ 前回調査時(令和2年10月1日現在)と同様

(参考：前々回調査 平成27年10月1日現在、避難指示が解除されていない地域を含む市町村

南相馬市、川俣町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村)